

平成29年6月定例会 県土整備委員会（付託）

平成29年6月27日（火）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

元木委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（11時13分）

直ちに、議事に入ります。

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 消費者行政新未来創造オフィスの開設日について

楠本危機管理部長

1点御報告申し上げます。

資料はございませんが、かねてより県庁10階にて整備を進めてまいりました消費者庁等の消費者行政新未来創造オフィスの開設時期につきまして、先ほど10時30分から閣議後の記者会見におきまして、松本内閣府特命担当大臣から来月、7月24日と発表されましたので御報告します。

今後とも、消費者庁はもとより関係機関の皆様と一丸となりまして、新次元の消費者行政、消費者教育の創造展開に全力を傾注してまいります。

以上、報告いたします。よろしく願いいたします。

元木委員長

それでは、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

黒崎委員

県土整備委員会、私も久しぶりに帰ってきたんで、以前質問してある分を少し確認をしていきたいと思います。

ペット同行避難についてお尋ねをしたいと思うんですが、平成25年9月議会でペット同行避難についての県下市町村の指導、広報、啓もうをどのように推進するのかという質問をいたしました。それから4年経過しており、その間に果たしてどんなことが、どうなったのかということをお報告いただきたいのが1点。

それともう1点は、これ驚きと言うとあれなんです、動物愛護管理センターの殺処分、この頭数が、私が県議会議員になったときから比べたら10分の1ぐらいになってるんで、これどういったところにそういった成果が現れる要因があったのか、どんな努力があったのかということについて確認をしたいと思います。

山根安全衛生課長

災害避難時のペットの同行避難等について、市町村への指導、県民への広報、啓もう活動、その後の経過について御質問を頂いたところでございます。

災害避難時のペットとの同行避難につきましては、市町村との連携と県民への広報、啓もう活動が重要でございます。そのため、徳島県では平成24年9月に国に先駆けて策定いたしました災害時のペット対策ガイドラインや環境省のガイドラインに基づきまして、災害に備えての準備、また避難所運営や避難所での受入態勢の整備などにつきまして、市町村と連携しながら県民への周知に努めているところでございます。

特に市町村との連携につきましては、黒崎委員の本会議での御質問を受けまして、平成25年度に災害時のペット対策について協議する実務者会議を立ち上げ、協議を行ってきたところでございます。現在までに12市町の地域防災計画に、災害時のペット対策が整備されたところでございます。

また、動物愛護管理センターのイベント等におきましては、災害避難時の同行避難のシミュレーションを毎年実施しております。加えて6市町村でペット同行避難訓練を実施しているところでございます。

また、災害時のペット対策に関しまして重要な位置付けとなりますマイクロチップの推進につきましては、平成26年度から国のモデル事業を活用いたしまして、ペットショップ、動物病院などと連携しました装着の推進や、県下全ての警察署、動物病院へマイクロチップリーダーの配布を行うなど、更なる推進に努めているところでございます。

また、市町村や関係団体、ボランティアと連携いたしまして、各地でイベントやパネル展を開催するなど、災害避難時におけるペットとの同行避難につきまして、県民の皆様の御理解が得られますよう、わかりやすい広報に努めているところでございます。

さらに、今年度末に動物愛護管理センターに完成予定でございます譲渡交流拠点施設には、平時にはボランティアの活動拠点として、災害時には被災した迷子ペットなどの緊急保護施設となる救護シェルターやペットフードをはじめとした物資配布の拠点として活用を図ることとしておるところでございます。

今後とも、市町村との連携を強化いたしまして、災害時に備えたペット動物救護体制の整備を図るとともに、ペット飼育者への啓発や職員のスキルアップ、またボランティアの確保・人材育成にしっかりと努めてまいります。

それと、犬・猫の殺処分が平成15年度以降、10分の1になったというところでございます。

実は平成15年度に動物愛護管理の拠点施設となります動物愛護管理センターを建設したところでございます。動物愛護管理に関しましては、それ以前は保健所若しくは徳島県庁で指導等はやってきたところでございますが、その核となる施設ができて県民に対して周知若しくは啓もうができたところでございます。そういう中で、いろいろな動物愛護管理センターの施策、これを講じながら、1,000頭を切る状況になったところでございます。

黒崎委員

市町村に周知してきたと、実務者会議を作って議論もしてきたということでございます

が、その中でペットって好きな人は好きなんですけど、ペット嫌いな人は絶対嫌いなんです、そのところが非常に難しいところだと、本当に思います。ただ、ペットとして飼われている猫と犬で10万頭を超えているような、そんな状況ですので、これやはりこれからもどういうふうなルールのもとでどう避難していくのかというところが難しいところだと思います。ルール化についてはどうなんでしょうか。

山根安全衛生課長

避難所でのルール化ということで、例えば、ペット同行避難訓練に際しましては日頃の飼い主の準備、これがまず必要でありますことから、飼い主への啓もうを行い、その後の避難所でのルール化ということで、例えば、それぞれ各地域での受入れのシミュレーションを実施しながら飼育スペースの設定、設置、またペット個体状態の聞き取りや受入れ簿の作成などのルール化を含めて、現在、この実務者会議で実際のルール作りに向けて協議中でございます。

黒崎委員

協議中ということは、まだそこまで行き切っていないってことやね。ペット、さっきも言いました、嫌いな方は嫌いで目の前に来るのも嫌いだと、怖いっていう方もおいでになりますので、是非ともそのあたりのルール作りを急いでいただけるように、徳島県もアドバイスを各市町村によろしくお願いをしたいと思います。

それとマイクロチップなんですけど、これ結構、単価が高かったように思うんですけど、今どのぐらいするんでしょう。

山根安全衛生課長

マイクロチップの装着状況につきまして、御質問を頂いたところでございます。

マイクロチップにつきましては、全国、犬で登録頭数約662万頭に対して103万頭ということで、15.6%装着されておるところでございます。

徳島県につきましては現在5,792頭ということで、犬4,420頭、猫1,358頭まで増加しておるところでございます。まだまだですけど、徳島県においては、犬において10.6%と低水準にあることから、今後とも、しっかりと推進していきたいと考えております。

黒崎委員

確か、犬の登録が5万5,000頭ぐらいでなかったかな。もっと超えていますか。

元木委員長

小休いたします。（11時24分）

元木委員長

再開します。（11時25分）

山根安全衛生課長

ただいまの犬の登録頭数ということで、県内の推定頭数につきましては5万4,000頭前後、登録頭数につきましては約4万5,000頭前後ということで聞いております。

黒崎委員

ということは、推定のほうから言うと、ほぼ1割いってると。実際の登録は4万5,000頭ということなんで、飼い主に対する啓もうとマイクロチップにする利点をしっかり今から広報していかないと、そう思います。こういったことについて、獣医師会の御協力というのはどうなんでしょうか。

山根安全衛生課長

獣医師会と関係団体との連携について、御質問があったところでございます。

本県におけるこれらペット対策につきましては、公益社団法人徳島県獣医師会、それから動物愛護団体などを構成メンバーとする徳島県動物愛護推進協議会を設置しております。これらの内容につきましては、協議会で十分検討しながら推進してまいりたいと考えております。

黒崎委員

確か、1回マイクロチップを埋め込むのに1万円弱ぐらいかかりますかね。

山根安全衛生課長

マイクロチップの装着、それに対する費用が幾らぐらいかという御質問を頂きました。

通常1万円程度のところでございます。それを今、獣医師会の御協力も頂きながら3,000円で装着するということでございます。

黒崎委員

それ、意外に皆さんまだ知りません。1万円のところ3,000円にしたら差額分がどこから下りてるのかなと思いますけど、御存じない方が多いと思うんで、そういったこともしっかり広報を今からする必要もあると思います。確かに、私もうちの犬に対してもまだできてないんですけど、今の数字3,000円ということを知ったら、即やろうかなとそう思います。そんな方も随分おいでになると思いますので、もう少し広報を力入れていただいて、マイクロチップの推進をしていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

さっきのルール作りについては本当に難しいところがあると思うんですが、避けて通れない部分だろうと、そのあたりもですね、しっかりと推進していただきたい。各市町村に対して調整を、よろしくようお願いを申し上げて質問を終わります。

達田委員

何点かお尋ねしたいんですけども、まず鳥獣対策についてお尋ねをします。

農家の方から、これどうしても言うてくれよということで、御要望がございまして、タケノコ生産農家の方なんですけれども、イノシシの被害に困ってるんだということなんです。ちょうど冬場、早掘りタケノコと言いまして、阿南の場合はそれが有名なんですけれ

ども、もうじき掘ろうかなと思うときに行ってみたら、土木工事されとるみたいに掘られてしまっているということで、何とかこれ、捕ってもらいたいんだというようなお話がありました。また、その他の田んぼとか段々畑でも、イノシシはミミズとかを掘って食べるもんですから、段々畑の所で穴掘って、石垣が崩れてきたりして困ってるというような被害が後を絶たない、何とかイノシシ対策やってくださいよという非常に強い要望がございました。

それで、お尋ねするんですが、今イノシシの被害というのがどういう状況なのか、管理をされてると思うんですけども、実績がどのような状況になってるのか。それから目標、これからイノシシの対策をどうしていこうとしてるのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

勝間消費者暮らし政策課長

イノシシの鳥獣被害対策、状況についてという御質問を頂いたところでございます。

近年は、生息域の拡大に伴いまして、イノシシによる農作物への被害というものが展開しておりまして、まず実績でいきますと、平成28年度の農作物の被害金額というものが出ておりまして、それが3,665万円となっております。中山間地域の生活環境や農業経営に深刻な影響を及ぼしているというふうに認識をしているところでございます。

目標でございますけれども、徳島県ではこの4月から第4期イノシシ適正管理計画というものをスタートしているところでございまして、今年度の目標につきましては6,600頭というような形で定めて進めているところでございます。

達田委員

このイノシシを6,600頭捕るというんですが、どういう地域で、どういう方法で捕っているんでしょうか。

勝間消費者暮らし政策課長

イノシシの捕獲について御質問を頂いたところでございますけれども、いわゆる銃でありますとか、わなで捕獲を進めているというところでございます。

達田委員

冬場、イノシシの場合は食用として好まれておりますのでよく捕りに行かれるんだと思うんですが、銃を使って捕られる場合も非常に猟師が高齢化されているということで人数がどんどん減って、農家からイノシシで困るとるけん捕ってよと言われても、なかなか行けんのじゃというようなお話も聞くわけです。

一つは狩猟者をどのように増やしていくのか。高齢化してどんどん減っていくであろう狩猟者をどのように増やしていくのか。

また、ほかに捕る方法があるのであれば、そういうのを広めていく、そういう対策が必要と思うんですけども、計画としてはどうなんでしょうか。

勝間消費者暮らし政策課長

狩猟者の確保対策について御質問を頂いたところでございますけれども、狩猟者の育成・確保も当然、捕獲数を増やすためには必要だという認識を持ってるところでございます。

これまで、狩猟免許試験等々を年2回から3回という形で機会を増やすでありますとか、受験を日曜日に実施する環境の改善なども行っておりますし、大学や農業大学校等での出前講座の開催等も行っております。

昨年度につきましては、その成果もありまして、過去最高となる289名の新規狩猟者が確保できているところでございます。

ただ、それによってすぐに野生鳥獣による農作物被害が減っているという状況ではございませんので、さらに確保というものは、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、今、委員から御指摘のあったとおり、狩猟者につきましては高齢化も進んでおりますので、将来の被害対策を担う若手狩猟者の育成・確保にも喫緊の課題として、現在、取り組んでいるところでございます。

達田委員

狩猟者といいますと、昔は生計でやっていたかもしれませんが、最近は趣味とかでやられる方も多いと思うんですが、農家から被害があるので退治してくれないと言われても、お仕事も持ってますし、なかなか行けないんだというような悩みがあるそうなんです。

もう一つ聞きますと、イノシシ、シカ、猿と、各市町村などから報奨金が出るわけですが、イノシシは非常に安いので、行ってすぐにイノシシが待ってってくれるわけではないので、一日追っかけても捕れん場合もあるというようなことなんですけれども。

報奨金の状況について、把握されてるでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

達田委員からイノシシを捕獲した場合の報奨金のお話を頂いたところでございます。

有害鳥獣を捕獲した際の報奨金の金額であろうと思いますが、それにつきましては、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、それぞれの市町村でイノシシの捕獲の額を調整しているというところを聞いておりますけれども、見てみますと上限8,000円というような形で整理をされているというふうに承知をしているところでございます。

達田委員

では、8,000円という自治体は何箇所あるんでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

鳥獣被害防止の総合対策交付金の話でいきますと、ほぼ県下全域でイノシシについてですけれども、8,000円というような形になっているという状況を把握しているところでございます。

達田委員

その他の、シカとか猿についてはどうですか。

勝間消費者くらし政策課長

この鳥獣被害防止の対策交付金絡みの報奨金という形でいきますと、実はイノシシ、シカ、猿につきましてもほぼ8,000円という並びで整理をされているようなところでございます。

達田委員

この制度を使った場合、例えば、先日お話をお伺いしますと、シカの場合は1万5,000円出ますと、猿の場合は3万円というようなことで、各自治体では違うと思うんですが、イノシシが安くて、行ってすぐに捕られるならいいんですが、何日も追っかける場合もあるんだということで、頼まれて行っても、仕事休んでいってこんな赤字が出るような状態ではもうなかなか意欲もわかんというようなお話も伺いました。それで、イノシシと目標を決めたからにはやっぱり捕ってもらわないと、被害が出て困ってるわけですから、報奨金もちゃんと見合うだけの報奨金が出せるように国に対しても県も頑張ってください、また市町村も頑張るといようなことで、意欲を持って捕獲ができるという、そういうふうな状況にさせていただきたいんですけれども、何か方策を考えておられるでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

補助金のお話がありました。

1点申し上げますと、今8,000円と申し上げましたのが、いわゆる農林水産省の交付金を活用した額ということでございます。今、達田委員からシカについて1万5,000円、猿について3万円というようにお話がございましたけれども、恐らくそれにつきましては、市町村ごとに、今8,000円と申し上げましたけれども、その額の上にはですね、報奨金なり、奨励金なりを足しているような形で進んでいるというふうに思っているところでございます。

私どもとしましては目標を掲げて取組を進めているところでございます。この農林水産省の有害鳥獣捕獲事業、それから環境省、これは私どもが所管しておりますけれども、指定管理鳥獣の捕獲事業、そういったものもセットにしまして、1年間通じた捕獲ないしはその市町村のほうでより効果的な捕獲対策みたいなものを、状況を聞きながら、対策を進めてまいりたいと思っているところでございます。

達田委員

是非、実態を調べていただいて、趣味で追っかけるんなら何日山にこもっても、お金が出なくても大丈夫だと思うんですけど、最近は、頼まれて捕獲をしてもらわな困ると、頼むということで行かれるわけです。ですからほんとに知り合いに頼まれたら、なかなか断れないっていうのもあって、行っていただいているんですけども、その間仕事を休まないといけない、いろいろ事情もあるわけです。そういう状況ですので、是非この場合は、やっぱりそれに見合うだけの報奨金が出せるように取り組んでいただきたいと思いますので、その点申し上げておきたいと思えます。

次なんです、 「とくしまー0作戦」地震対策行動計画についてお尋ねいたします。

「とくしまー0作戦」地震対策行動計画の進捗状況調査票というのが、さきに頂いてるわけなんですけれども、平成29年度で見直しをしますよとありますが、平成28年度末時点でのいろいろな状況を見ますと、順調とか、それからまた努力が必要ですよとか、達成しましたよというようなことが書かれています。特にこの中で、先日、長野県でも震度5強の地震があったというようなことで、幸いお家も壊れておりませんでしたけれども、中を見ますと家具が戸が開いて食器が飛び出したりとか、窓ガラスが壊れたりとか、よく本当に無事でいられたなという、そういう思いなんですけれども、そういう中で、いつ起きるかもわからないこの地震に対応するというのは、本当に日々の努力が大変なことだと思うんですけども、自主防災組織というのが非常に頼りになる存在になってくると思うんです。

ですからここで、自主防災組織のネットワークの推進ということを見ますと、達成度が要努力ということになっております。それで、平成30年に市町村連絡会の設置数を24市町村にいたしますということで数値目標を上げておられるんですけども、現在が14市町村ということなんです、この要努力となっているこの結果、これをどういうふうにしていくのか、その点をお伺いしておきたいと思えます。

篠原防災人材育成センター所長

自主防災組織連絡会の結成、向上に向けての取組についてということで御質問を頂きました。

ネットワークの推進ですけども、言い換えれば、市町村ごとの自主防災組織の連絡会ということでございますが、これは個々の自主防災組織をもって構成をする場合、それから地域によっては、学校区等のこうした単位で連合体を一旦つくりまして、こうした複数の連合体をもって構成されるというものでございまして、ふだんからいわゆる顔も見えない関係といいますか、連携交流を進め、これを通しまして、万一、事のある場合にはスムーズなお互いの支援ができるように、それから各自主防災組織それぞれに少なからずの課題というものを抱えておりますので、そうした課題を相互に解決していくということで、活動の実践力化といいますか、組織の強化ということなど、横の連携を図っていかうとする狙いがございます。

それで、達田委員からお話がありましたように、平成30年度までに全市町村。そういう中で、平成28年度目標が18市町村のうち14市町村ということになってございます。こうした中で、市町村におきまして、それぞれに地域とともに結成に向けて尽力をされている所でもございまして、更に徳島県におきましてこうした結成を加速していくということで、現在私自身、改めて市町村、それから地域の自主防災組織を順次、訪問もさせていただいております。

そうした中で、その連絡会の先ほど申し上げましたメリットであるとか効果、それから他の地域の事例紹介なども行いながら、それぞれ結成促進に向けて働き掛けを行っているというところであります。

それから、加えて申し上げるならば、地域の防災リーダーという存在も必要ということでございますので、私ども、防災士の養成でありますとか、過去の地震でも問題やいろい

ろな課題がありますけど、避難所の運営をする人材、運営リーダー、そうした人材の育成なども通しまして、連絡会の結成に向けて今後とも市町村との連携を図りながら取り組んでいきたいというふうに考えておるところであります。

達田委員

いろいろ御説明いただきましたけれども、自主防災がきちんとあるかどうか、地震災害が起きた場合の結果が大きく変わってくるのではないかと思うわけなんです。

阪神淡路大震災の場合、消防あるいは自衛隊とかが来てくれるまでに人を助けたというのが、ほとんどが近隣の方が助けたというような状況だったわけです。

ですから、大規模災害が起きたときにすぐに何か来てくれるだろうという、そういうのをあてにしていたのではもう助からないということで、近所の助け合いってというのが本当に今、大事になってると思うんです。

ただ、その自主防災組織ができましたよ、連絡もできましたよというだけじゃなく、中身がどうなのかっていうのが、ほんとに大事だと思うんですね。自主防災組織ができて実際にどういう活動してるのか、各市町村ありますけど、町の中にはそれぞれ町内会というのがありますよね。大体町内会ごとに自主防災というのができると思うんですが、町内会によつたらまだできてない所もあるし、連絡会に入ってる所でも抜けてる所があると思うんですけれども、実際に自主防災として活動しているという地域が、これ全部100%あると言えるのかどうか、もしカバーできてるとすれば何%ぐらい人口でカバーできているのか、そういうのはつかんでおられるでしょうか。

篠原防災人材育成センター所長

自主防災組織の結成の状況ということかと思いますが、これにつきましては、今、最新データはとりまとめておるということで、恐縮ですけれども平成28年4月1日現在で申し上げますと、全県の平均値で93.4%というふうになってございます。

それで、私どものこの数値の計算ですけれども、人口を基本とする数値ではございませんで、自主防災組織がそれぞれ活動の範囲としている地域の世帯数を総世帯数で割った数値でもって数値を計算しておるということで、人口については現在これまで計算はしてないというところでもあります。

達田委員

今、それぞれの自治体で自主防災、力入れて作ってくださいよということやってると思うんですけれども、大きなそれぞれの町、その中の町内会、できてる所とできてない所があります。できてる所であっても、活動を一生懸命やってる所もあれば、名前だけ出してるという所も残念ながらあるんですよね。毎年ちゃんと防災訓練もやって講習会なんかも開いてるんですよという所はいいんですけれども、やっぱり名前だけでできましたというようなことで、そして数に入ってるというようなのでは、実際に役立つのかなっていう疑問なわけなんです。

それで、実際に活動がちゃんとできている自主防災がどれだけあるのかというのを丁寧に調べていく必要もあるんじゃないかなと思うんです。それとできてない所は作っていく

努力をするということが必要だと思います。ただ、今、少子化・高齢化で若い人は昼間仕事に行ってるし、なかなかそういう防災組織にならともかく、町内会でもなかなか集まってくれないっていうような非常につながりが希薄な状況になってきておりますので、そういう中でいかにこういう組織を立ち上げていくのか、活動していくのか、難しい面があると思いますけれども、それは県民の皆さんに対して、ほんとに大事な組織ですよということをいかにPRしていくかにもよってくると思うんですね。

それで、是非これが全ての町でお互いの助け合いの組織ができていくように頑張っていたきたいと思うんですけれども、そういう決意と言いますか、お聞きをしておきたいと思います。

篠原防災人材育成センター所長

自主防災組織につきましては、平時あるいはその有事を問わず、いわゆるその地域における共助の要であると私も重々認識をしております。それで、先ほども申し上げましたけれども、そうした結成促進はもとより、現在の既に結成されておる組織に対しても、いろいろな訓練の方法やあるいはその熟度の向上といった面で、それぞれ助言等をさせていただいているところでもございます。

それから、人材育成の面でございますけれども、先ほどこれも申し上げましたが、防災士等、こうした人材を育成しております。そうした方々が現に地域の自主防災組織に入りまして、あるいは、ほかの所の方がそういう訓練でありますとか組織の運営であるとか、そうしたことに対して指導といいますか助言等も実際に行われているところも多くございます。

こうしたことを通じまして、県として必要な支援をこれからはしっかりと行っていく。さらには、地域を熟知している市町村に対しては、県とともに課題が何であるのか、そしてその課題はどのように解決していけばいいのか等々をきっちりお話しもさせていただきながら、今年度もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

達田委員

是非しっかりと取り組んでいただきたいんですが、実はこれ、よその自治体でアンケート調査をしてるものなんですけれども、自主防災にどうして参加しないんですかとお尋ねしますと、ほかのことで忙しいんだというのが1番なんです、活動機会が余りないというようなことと、だから参加したら他の行事にも参加せないかんようになるかもしれない、だから嫌だという答えが多かったそうなんですよね。

でも、消防団と自主防災というのは責任が違いますよね。自主防災に入ったからといって、消防のような責任を押し付けられるものではないわけなんですけれど、そこをもう混同されている方も非常に多いと思うんですよね。

ですからそういう問題も含めてきちんと県民の方にわかるように、誰でも身近にできることがあるんですよというようなことで呼び掛けるといふ対策と言いますか、やっていたらと思いますので、それは要望したいと思います。

それと最後に、地震等が起きたときの避難所なんですけれども、防災拠点となる県有施設の耐震化の推進ということで平成29年度の見直し案が出ておりますが、これ平成32年

度までに防災拠点等となる県有施設の耐震化率97%というようなことが数値目標で、そして平成32年度までに防災拠点等となる県有施設の耐震化率100%に見直しをしましたということになってるわけなんですよ。できてない所というのがどういう所で、どういうふうに整備をしているのかお尋ねしておきます。

島田とくしまゼロ作戦課長

県有施設の耐震化について御説明させていただきます。

県有施設につきましては、まず多くの県民が利用する施設と防災拠点となる施設につきまして、最新の数値で言いますと95.4%が耐震化されております。残りの施設5施設、15棟ございまして、主に新野高校でありますとか、徳島東警察署などが残っているところがございます。新野高校11棟、それと鳴門にあります千畳敷展望休憩所、それと美馬警察署つるぎ庁舎、それと徳島東警察署、阿波吉野川警察署本館などでございます。

達田委員

それは、平成32年度までに100%というのは、きっちりできるということなんですね。

島田とくしまゼロ作戦課長

平成30年度までに着工の見通しが立っておりますので、平成32年度までにつきましては、100%に向けて推進できると考えております。

達田委員

これ急いでいただいて、100%耐震化できましたと、そしてその耐震化できた所に安心して避難ができる。そして避難をしたら、そこでちゃんと設備も整っているという状況にしていっていただきたいんですけど、以前もお伺いしたんですが、その避難をした場合のいろいろな備蓄品、食料であるとか、あるいはトイレなんかは大震災のときには普通のトイレは壊れてしまうかもしれませんので簡易トイレ等、そういうのがきちんと整備されてるかというようなこともありましたけれども、そういう整備計画もきちんとできてるでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

備蓄方針について御質問を頂いております。

現在、県の備蓄方針といたしましては、命に直結する水・食料中心に整備をすることとしております。

まず、1日目の備蓄につきましては各住民の皆様、2日目につきましては市町村の方々に、3日目につきましては徳島県で備蓄することとしております。それと徳島県につきましては1割を現物備蓄にしております。

それで、仮設トイレ等々の調達につきましては、現在、今年の3月末に災害時快適トイレ計画というのを立てまして、8月末までにアクションプランというのを策定する予定としておりますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

達田委員

備蓄等，しっかりと備えていただきたいと思います。東日本大震災のときにはもう衝撃的な映像がたくさん見られましたけれども，学校の屋上で食料と書いて救助を待つというような状況がありましたですね。それから2日3日たってから発見されたというようなことでしたけれども，そういうような大規模な災害がもし起きたら本当，大変ですけれども，実際に起きますよということが言われているわけですので，しっかりと備えをしていただけるように要望して終わります。

元木委員長

それでは，午食のため，休憩いたします。（12時00分）

元木委員長

休憩前に引き続き，委員会を再開いたします。（13時03分）

古川委員

私のほうからも，何点か質問させていただきます。

まず，野生鳥獣の被害対策についてなんですが，午前中にも質問がありました。また今回，岩佐議員の一般質問でもされたんですが，狩猟者の高齢化とか若年層の参入が減少しているということで，狩猟者の不足が懸念されてると。この政策提言の資料を見てみると，狩猟者の方，7割ぐらいがもう60歳以上ということですよ。

午前中にもありましたけれど，狩猟者の養成の取組ということで，免許試験を休日に実施したり，2回だったのを3回に増やしたり，大学生等への出前講座もしたりということですよ。そのような取組もされているということで，平成28年度は新規の免許取得者が289名，これは平年に比べてかなり多いんですかね。10代から20代も46名で，16%の方が10代，20代の方だったということで，そういうような効果も現れているということですけど，実際この7割以上が60歳以上ということなんですけど，県内全体で狩猟免許を持たれてる方は何人ぐらいで，今回289名受かったのは過去最高の人数ということですけども，過去から比べてどのぐらい増えてるんでしょうか。

勝間消費者暮らし政策課長

まず狩猟者の登録者数でございますが，平成28年度の数字でございますけれども，狩猟者の登録者数が2,411人という形になっておるところでございます。それと，新規の取得者でございますが，先ほど古川委員のほうから平成28年度289名ということで過去最高であったというお話を頂きましたけれども，10年前の数字でございます平成18年でいきますと125名ということでございますから，その頃と比べますと倍以上には増えているというような状況でございます。

古川委員

登録者数2,400名余りということで，この数字が多いのかどうなのかわからないんですけど，それなりにいるけれども，この政策提言の資料を見ると，実践的な人材の確保が不

十分というような表現をされてますよね。ということは、持っているけどなかなか狩猟に出てないっていう方がかなりおいでということですか。

勝間消費者くらし政策課長

免許を取得されてる方と実際に狩猟に出られる方との差っていうのは、免許を持っているが狩猟には出掛けておられない方というの、かなりおられるというふうに聞いているところでございます。

古川委員

かなりおられると聞いているということで、実際動かれてる方というのはきちっとした人数は把握はしにくいと思うんですけども、大体これぐらいっていうのは把握されてるんですか。

勝間消費者くらし政策課長

狩猟に出られてる方ということだったんですけども、先ほど申しあげました狩猟者の登録者数がほぼ近い数字かというふうに思っているところでございます。

先ほど狩猟者の登録者数という形で申しあげたんですけども、狩猟の免許交付者数というものもございまして、それが免許の取得者数でございますけれども、それが平成28年度の数字でいきますと3,052人というような数字でございますので、その差がいれば免許は取得されているものの、狩猟には出られてないというような方になるのかと思っております。

古川委員

免許を持っている方は3,052人いるということですね。その中で狩猟するのは狩猟登録というのが別途あって、その登録してる人が2,411人で、その方は大体年に何回かわからんけど出ているのだろうということ、そういうことですか、わかりました。

そういった中で、やはり先ほど達田委員からもありましたけど、なかなか狩猟に出られる方が少なくなっているということで、高齢化も進んでるということなんですけども、そういう若手の方をどうやって県は育成しようとしているのかっていうことをお聞きしたいんですけど、狩猟の魅力をとにかく伝えていかないかんとということも、この間の答弁とかで言われたかと思うんですけども、ただフォーラムとかフェスタとか、そういう開いただけではなかなかね、やっぱり伝わらない、座学だけでは多分伝わらない。これはどのように対策を考えられてるのか、お聞きしたいと思います。

勝間消費者くらし政策課長

若手の狩猟者の確保対策ということで、お話を頂いたところでございます。

実は、これまでも、午前中にもお話しさせてもらいましたけれども、国立大学でありますとか、農業大学校とかの学生を対象とした出前講座等々も実施をさせていただいて、社会貢献活動という観点からかなり意欲を持った方々もおられますので、次世代の狩猟者の育成というものを確保を図っているところでございます。

それと、座学だけではというお話もございましたけれども、まずは若者に狩猟に関心を持っていただくきっかけを作るということが非常に大事だろうと思っているところでございまして、そのために、この秋に、これは環境省の主催になるんですけれども、狩猟の魅力まるわかりフォーラムを開催して、まず若者にそういう狩猟に関心を持っていただくきっかけ、そういう機会を提供させていただきたいなと思っているところでございます。

また、県下全域に対しまして、市町村等々も通じまして、若手の狩猟者の確保というものについても、広報を継続的に行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

古川委員

学生にもアプローチして、免許は取るけどなかなか現場に出るのは少ないっていうことですね。そのあたりなんか踏み込んで対策を取ってください。きっかけを作るフォーラムとかフェスタとかっていうのは考えてるんですけど、それからもう一步踏み込んだことをやっていかんと多分進んでいかんだろうと思うんですが、そのあたり、何か考えることはないんですか。

勝間消費者暮らし政策課長

狩猟免許は取得しているものの狩猟を実施したことがないという狩猟者に対しましては、県猟友会等々の御協力を頂きながらですが、狩猟現場における技術の取得講習会や解体の実習というようなことも行っておりまして、段階を踏んだ技術の取得というものを行いまして、将来の鳥獣被害対策の担い手の人材確保というものを図っているところでございます。

古川委員

なかなかいい案がなさそうなんですけれども、若い人たちに狩猟、解体の講習とかも一緒にやるっていうのも一つ、解体は次の段階であって、やっぱり狩猟の魅力を伝えないかんとということを答弁でも言われてるので、そのあたりをどう図っていくかということをもっと踏み込んで考えていって、現場の狩猟者の方の意見も聞いて考えていっていただきたいと思います。

狩猟者の方、若い人と一緒に現場を回るっていうようなことはやぶさかでないと思うんで、そういうことも呼び掛けていって、実際、現場でやってもらって、狩猟の魅力を。これは元々免許を持ってる方でないと無理でしょうし、そのあたりもできるだけやってもらうとか、なかなか金銭面でも結構かかると聞いているので、そのあたりの対策をちょっと打てないかなあ。やっぱり狩猟する人がいなくなったら鳥獣被害もなかなか減っていかないということがあろうと思うので、そのあたりも真剣に考えていくべきではないかなと思います。

更に言えば、ほかの県ではハンターの養成学校なんかも開いてる所もあると聞いてますけど、そのあたり全国的な実態はつかんでますか。

勝間消費者暮らし政策課長

全国での養成の取組状況というお話でございましたけれども、現時点では全国状況というのは詳細に把握してない状況でございますけれども、例えばシミュレーターを使ったような講習でありますとか、そういうようなことの事例というものは側聞してるところでございます。

古川委員

やっぱり、真剣に狩猟者の育成というのを考えていかないかと思っておりますので、しっかりとそのハンターの養成学校というのがどれぐらいあってどういう実績を挙げているのか、そのようなことを当然調べとくべきだと思うんですね。まだまだ意識が遅れているのかなという気がするんで、今年度このあたりしっかりと取り組んで、来年度には打ち出せるように進めていっていただきたいと思っております。

これは農林水産部の所管と聞いたんですけど、ジビエハンターという新規事業で養成をしようということが打ち出されてますけど、このあたり、ジビエハンターとはそもそもどのようなものか把握されてますか。

勝間消費者くらし政策課長

ジビエハンターでございますけれども、狩猟者がジビエとしての利活用を前提とした捕獲を行うことを推進する、あるいは処理施設を担う人材を育成するという二つの目的を持っておりまして、狩猟者の方にですね、食肉処理の研修や安全衛生講習を受講していただきまして、安全な獣肉の処理を行うための知識と技術を学んでいただくことによりまして、安全衛生に関する知識と安全な処理を行うための捕獲技術を兼ね備えた狩猟者を育成するものであるというふうに聞いておりまして、今、委員のほうからお話ありましたとおり、農林水産部で事業化をしているところでございます。

古川委員

そういう処理の仕方なんかもジビエハンターが心得ないといけないということですけども、鳥獣の撃ち方なんかも必要なわけですが、どこを撃ってもいいというわけではないんですか。

勝間消費者くらし政策課長

ジビエハンターの話でございますけれども、狩猟者ということで、狩猟免許を取るという前提がございますので、いわゆる狩猟期での狩猟、それから許可を受けての狩猟というような形は、当然のこととして、前提になるというふうに考えております。

古川委員

そういうことじゃなく、撃つ場所が、肉にするならこういった所を撃ったほうがいいのか、そういうようなノウハウもあるのかということなんです。

小椋危機管理部次長

ジビエとして利用するには、当然ながら頭部とかを撃つ。腹部に弾が当たりますと中で

腸とかが破裂し肉が汚染されますので、そういうものは逆に肉としては利用しないということしております。

それから、あとジビエハンターなんですが、この食肉利用の一つとしまして、これまで野生鳥獣をジビエで利用するというのは、捕ったものを現地で血を抜いて、それを処理場へ運んだわけなんですけど、季節とか移動の場所の関係で、それまでの間に内臓のほうで発酵とかが進んでガスがたまったりして肉が汚染されますので、平成27年9月に阿波地美栄処理衛生管理ガイドラインというのを改正しまして、きれいな状態であればまず血を抜いて、それから内臓を現地で摘出したものを処理場に持って行っていただくことによって、これまで特に暑い時期でしたら1時間ぐらいが目安、限度という部分を、若干なりとも、そこで緩和ができることになりました。それから、取った内臓にしても、併せて処理場に持ち込んでいただくことによって、捕った獣が病気を持っていないかどうか、そういうものも確認できた上で利用していこうと、ハンターにも担っていただこうということを目指しているところでございます。

古川委員

鳥獣被害対策、ずっと言われてますけど、ジビエの利用拡大というのもね、大きく一石何鳥もということも、知事も言われてます。ジビエのほうは、先ほども言うたように、農林水産部と聞いてるんですけども、危機管理部もある程度情報把握をして、共有をして一緒にやっていかないかと思うのでお聞きするんですけど、なかなかジビエの利用拡大っていうのが、何となく進んでないような、難しいような印象を受けてるんです。処理頭数は増加傾向にあるっていうことを言われたかとは思いますが、捕獲頭数に対して、シカとイノシシですね、この肉が良いのは阿波地美栄と名付けてるということなんですけれども、このシカとかイノシシ、処理捕獲頭数に対してそういう処理頭数っていうのはどういう実態を把握されてるんですか。

勝間消費者くらし政策課長

捕獲頭数と処理数の話でございますが、まず、シカの数字で申し上げたいと思うんですけども、平成27年度捕獲頭数については1万2,582頭、それに対しまして処理頭数につきましては375頭ということでございますので、処理割合といたしましては3.3%という形になっているところでございます。

古川委員

イノシシについては多い。シカはもっと少ないと考えてよろしいですか。

勝間消費者くらし政策課長

すいません。ただいま申し上げました数字につきましては、ニホンジカの話でございます。失礼いたしました。イノシシにつきましては、処理頭数は平成27年度の数字でございますけれども、139頭が処理頭数となっております。それに対しまして捕獲頭数は8,794頭という形になっているところでございます。

古川委員

わかりました。イノシシが139頭、よく似た割合なんですかね。シカが375頭、イノシシ139頭、この数字は何年か前に比べるとかなり伸びてきているということによろしいんですか。

勝間消費者暮らし政策課長

今、処理数の推移の話でございますけれども、ニホンジカにつきましては、平成22年度には処理数がですね、33頭ございました。それが平成27年度に375頭という形になっておりますので、ここ5年、6年で10倍程度には増加をしているというふうになっているところでございます。

古川委員

シカについては、ここ5年ぐらいで10倍ぐらいの処理になっているけれども、97%は処理ができてないということで、ほとんどできてないということなんですね。ということは、いろいろな段階で、徳島県も捕獲から処理、消費を一体的に進めていかないと、それぞれの段階でいろいろ課題はあるんでしょうけど、処理体制においてはどういうところが問題で、先ほど血を抜いて1時間とかいう話もありましたけれども、このあたりが一番難しいところなんですか。

勝間消費者暮らし政策課長

処理についての課題ということでございますけれども、やはり処理を担う運営者等々の育成についても非常に重要な点がございまして、運営者自体がですね、狩猟者と同じく高齢化をしておりますので、そういった面での担い手の不足というものが一つ課題になっているところでございます。

それともう1点がですね、やはりジビエの部分等々ですね。消費の拡大をすることによって、やはり市場等々への流通量というものも拡大をしていくということも必要になってくると思っているところでございます。

古川委員

処理する人の高齢化もあるし、なかなか3%ぐらいにとどめとかんと、それ以上どんどん増やしていても売れないということによろしいですか。

勝間消費者暮らし政策課長

これらの処理施設で処理された部分につきましてはですね、阿波地美栄を提供する飲食店、うまいよジビエ料理店を、県内ですけれど27店舗認定をして提供させていただいているところでございますが、更にですね、処理をしてその流通量を拡大するためには、こういった消費拡大というものを更に進めていく必要があるんだというふうに思っているところでございます。

古川委員

ちょっとわかりにくいんですけども、もっとこの阿波地美栄の普及を図っていこうってということで、当然、消費の部分も拡大はしていかなければならないと思いますが、まだ、その消費を考えるとこまでいってないかなという気もせんことはないんですけどね。まだまだ絶対量がそんなに市場に出てないような気がしますし。

この処理体制、処理できる所というのは県内では何箇所あるんですか。

勝間消費者暮らし政策課長

食肉処理の加工施設でございますけれども、県内では7か所という形になっております。

古川委員

県内各地の山間部で捕るんでしょうけど、捕ったのを県内の7か所に1時間以内とか、そういう時間内で持っていくということで、そのあたりの捕って山から運ぶっていう部分では、7か所で大体県内カバーできているという考えでよろしいですか。

勝間消費者暮らし政策課長

処理施設の話でございますけれども、今所在してますのは、那賀町、美馬市、阿波市、東みよし町、三好市等々で施設が整備をされているところでございます。

そういう意味で、現状では、県内の処理施設というものは県中央部、あるいは県南部にはないため、偏りが見られるところではございます。これで十分かと言われれば、まだまだ拡大をしていく必要があるかと思っているところでございます。ただ、そのためにはやはり搬入の量と消費の拡大というものを意識する中で処理に対するニーズを高めて、処理体制の整備を進めていく必要があるというふうに思っているところでございます。

古川委員

農林水産部の担当なんで、なかなか答えにくいところもあるでしょうし、どれだけ把握しているのかなということだけを聞こうと思いがらいろいろ聞いてしまったんですけども。県中央部にやっぱり処理施設がないということなので、そのあたり、やっぱり大きいかと思います。危機管理部もしっかりとジビエの量拡大については農林水産部と連携をして、役人もしっかりと後押ししながら進めていっていただきたい。なかなか目に見えて進んでいってるのかなという感じはしてないので、もっともっと進めていく方法はあるんじゃないかなっていう気はしますので、しっかりと取り組んでいっていただきたいなと思います。

防災対策についてちょっとお聞きしたいと思っております。

今回、須見委員の一般質問で防災訓練の質問をされました。また今回、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画の進捗状況等の報告もありましたけれども、私も東日本大震災3.11が発生して、そのときに宮城県庁のほうに派遣をされ、2週間ぐらい行ってきました。3月の下旬ぐらいから4月の中旬ぐらいにかけて行ってきて、本当に自然災害の猛威を目の当たりにして帰ってきたんです。宮城県庁のほうに詰めておったんですけど、やっぱり初動体制、県とか市町村の職員の方の役割とかすごく重要ですし、また、避難所

運営という難しさ、時々刻々と状況が変わっていきますので、そのあたりの運営の本当に重要性と言うかね、そのあたりはすごく感じて帰ってきたんです。

そういうところを前提に、今回「とくしまー0作戦」地震対策行動計画も改めてちょっと見返しをさせてもらったんですが、QOLを重視した被害者支援対策を打ち出して、その中で避難所運営の体制等の整備ということを設定してますね。その取組の1番に避難所運営体制づくりの促進を掲げてるということで。ということは、これが一番重要な取組の一つなんだろうなと考えられていくのかなと思います。今回の推進状況のチェックでは、マニュアル作成指針を周知して市町村のマニュアル作成済みが19市町村作成済みということで、順調ということの評価になっております。そもそも、このマニュアルの作成指針、この避難所の運営体制のマニュアルですね、この対象者っていうのは要援護者のみのマニュアルではないですよ。

坂東危機管理政策課長

避難所運営マニュアルの作成についての御質問でございます。このマニュアルの作成対象というのは一般の避難所も含めまして、全体のQOL確保についての内容を含んでおります。

古川委員

一番大きいところに要援護者のことを書いてあるのでね、要援護者に限ったことかなと一瞬思ったんですけども、そうでもない。やっぱり全体の一般的な人も含めた避難所体制の運営づくりの推進ということなんですね。でも、担当は保健福祉政策課になってるわけですよ。やっぱり、こういうのは要援護者に限ったのであれば保健福祉政策課でいいのかなと思うんですけども、全体のマニュアルの推進で、全体の避難所運営の推進ということであれば、危機管理部のほうで担当すべきではないかなと思うんですよ。保健福祉政策課は保健福祉政策の仕事があって、全体の保護となると、なかなか情報量も限られてきますし、このあたり、ちょっと考え直すべきではないかなと思いますがいかがですか。

坂東危機管理政策課長

避難所運営体制づくりの促進についての、体制の見直しについての御質問でございます。ここで所管課として保健福祉政策課となっておりますけれども、これはマニュアルの作成指針をつくって市町村にそのマニュアルづくりを進めるということについては、保健福祉政策課で行っております。

この理由としましては、先ほど要援護者の話がございましたけれども、一般の避難所においても、例えば在宅の要介護者でありますとか、障がいをお持ちの方、それから発達障がいの方とかですね、いろんな要援護者、中には外国人も含まれると思いますけれども、そういった方々をどういうふうにしてですね、スクリーニングをするかと。その中には、いろんな身体的な又はいろんなハンディキャップを持たれておる方も含まれていると。しかしそういう方について、特に地震の場合はですね、急に発生をするということですから、最初の段階で非常に混乱をしている中で避難所にとにかく集まってきている。その中で、住民の方同士で、例えば共助の中で段々に名簿ができてきたりして、その中から要援

護の方、在宅の方であればそういった方々をこれから福祉避難所のほうに移していく必要があると。そういったことをやっていきますので、まず保健福祉部でこういったことのスクリーニングができるような体制をとっていると。

ここに書いてあることのほかにですね、保健福祉部におきましては、医療、それから介護、それと薬務、それと保健ですね。この四つの分野において4コーディネーターというのがありますけれども、それらにおいて、情報共有を行いながら避難所の中の状況、例えば暑いのか、寒いのかでありますとか、トイレが足りているのかとかですね。熊本だったらすごく密度が高かったんですが、密度が低いかどうかとかで、高いか低いかなですね、余りにも密集しているとほかの避難所を探して移さなければいけないとかですね。そういったことも含めて、身体的な面、それから医学的な面、そういった面からも避難所の中での生活っていうものを評価をする必要がございます。

こういったこともありまして、保健福祉部においてこういうふうなマニュアルづくりというのやっておりますけれども、危機管理部においては、それに加えまして、例えば避難所の中の運営というものを誰が実際に行うのか。熊本では行政職員が行ってですね、ほかの対応が非常に遅れましたけれども、それを基本的には自主防災の方であるとか、地域住民の方がお互いに共助の中で避難所運営をしていただきたいということで、避難所リーダーの養成講座、こういったものも行ってありますし、こうしたマニュアルをただ単に作るだけではなく、運営リーダーの養成の中で、それぞれの市町村に応じた、まずソフト的な対策、それから危機管理部としては環境の改善としまして、例えばトイレでありますとか、それから非構造部材の見直し、窓ガラスが割れるでありますとか、天井が落ちてこないようなですね、まず緊急診断を去年行いましたけれども、これから補強をしていくと。こういった見直し等についても行っているところでございます。そうした取組がですね、総合的に相まってですね、避難所の快適な環境というのを作っていくということになりますので、ここの避難所体制の整備については保健福祉政策課というふうに書いてはおりますけれども、実質的にはですね、我々と一緒に連携をしながら体制づくりを行っているという状況でございます。

古川委員

いろいろ言っていたんですけど、そういう部分もあるとは思いますが。要援護者も続けて入ってきてね、そのあたりの仕分もせないかと。基本的に、何もかも危機管理のほうではできんというのもわかりますけれども、そういう体調管理とか、そのあたりは本当に医療とか保健師とか、任せてやっていかなしょうがないと思うんですが、そういう要援護者の絡みとかの前に、避難所運営というのはベースになる、今まで情報収集とか、こういう他県のそういうものを参考にしながら組み立てていかなきゃいけないじゃないですか、基本的に、そこが大体ベースですよ。だから、その上で要援護者の関係とか、基本的には、そこは派生の部分だと思いますよね。それを保健福祉部にもっと情報収集してしっかりやれっていうのは、一緒にやっているとやられてますが、そのあたりはきちっと保健福祉政策課と連携を取りながらやっているとやられてますがけれども、やはり、まず危機管理部が中心に担当として立って、それから巻き込んでやっていくっていう体制のほうの方がいいんじゃないかなと感じますので、そのあたりも検討をしていただけたらと思いま

す。

楠本危機管理部長

危機管理部としましては、県民の方に一番どういう形がいいのかということで、いろんな対策全て取りまとめてやっております。

避難所につきましては、もう古川委員も御存じのようで、まず市町村で開設するようになっております。その中でやはり避難所をいかに運営していくか、これ行政職員が全てについてできません。市町村でもできないということで、そういった中でいかに自主的にやれるか。それで自主防災組織の方とか、そういう研修もやっております。その中でも一番、やはり災害時の弱者の方と言われる方がそういう状況に、厳しい状況になるということで、そういった点で保健福祉部が中心にやっております。

そもそも救助法が、もともとは保健福祉部にありました。これを一元ということで危機管理部でやっております、今おっしゃったようなことは、全体として市町村の研修なりですね、それが避難所のハード的な整備の支援、それから避難所の市町村から開設状況、そういったものを危機管理部で情報も把握して支障のないようにするようにはしております。ただ、おっしゃったように組織も変わって人数体制とかもありますので、県も常にどういった部署が持てば一番有効であるかというのは、そういった組織体制とかも含めてですね、検討はしていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

古川委員

部長からも発言いただいたんですけれども、本当にね、一番とにかく避難所、いろいろ対策を取っても、結局、避難所が抜けたら、本当に駄目なんですよね。もう県のほうは、つなぐ、助かった命をつなぐっていうことをすごく問題意識されてますけれども、その部分が抜けたら、なかなか実際に周りのことをいろいろやっても、いざ起こったときにね、本当に住民が助かるのかっていうのは、ほんとにまだまだ難しいんじゃないかなと僕も考えてますので。どっちにしても保健福祉部が、保健福祉政策課が、仕事の的にはどっちにしても片手間になるじゃないですか。そうやってしまうといかんのかもわかりませんが、そうならないようにしっかりと危機管理部がフォローしていくっていう部分もあるのかもわかりませんが、主体的にやっていくという形で取り組んでいただきたいなと思います。

今回、総合訓練も防災訓練も、いろんな関係機関との連携っていうのは、かなり私も参加してできてるのかなと思いますけど、やっぱり地域住民も巻き込んで、市町村巻き込んで、こういうのを見てもらうっていうのも大事だと思いますし、もっともっと地域住民を巻き込んだ総合訓練なんかもしていただきたいなと思います。

これも要望して行って、また、9月のときにしっかりと対応させていただきたいと思っております。

岸本委員

それでは、今日の新聞でも出ておりましたが、消費者行政新未来創造オフィスがいよいよ7月24日に開設をされるということで、ほんとに具体的なスタートになったなあという

ふうに感じております。まだまだこれからだとは思いますが、何点かお尋ねしたいというふうに思います。

まず、約50人体制でのスタートとしてますが、どのような人員構成でしょうか。消費者庁から来られる方が何人とか、具体的にお教えいただきたいというふうに思います。

東條新未来消費生活課長

消費者行政新未来創造オフィスの人員体制についての御質問でございます。

50人程度というふうに言われておりまして、消費者庁におきましては、4月1日付けで設立準備室としまして、参事官及び職員10名が配属されておるところでございます。その他、徳島県内の市町村ですとか、四国や関西広域連合等から11名の行政職員が現在、研修という形で行政実務研修員として消費者庁のほうで研修等を行っております。その他、客員研究員ですとか、政策研究員、官の従業員という形で、消費者庁としては約40名、国民生活センターとしましては職員の方、非常勤の研究員等を含めて10名程度っていうことで、合計50名程度になるというふうに言われてるところでございます。

岸本委員

客員研究員というのはどういう方ですか。どこから来られとる方ですか。

東條新未来消費生活課長

客員研究員の方につきましては学識経験者ということで、非常勤等の立場で様々な消費者庁等のプロジェクトですとか、研究に助言、指導する立場で参加されるという形でございます。施策につきましては消費者庁のほうでされるということで、詳細や個々の具体につきましてはお聞きしておらないところではございますけれども、そういった立場の方が非常勤としても、徳島県での消費者行政新未来創造オフィスでも勤務されるというふうにお聞きしてるところでございます。

岸本委員

もう一度確認させてもらいますが、市町村それから関西広域連合、四国四県の職員を除いて、県外から来られる方は何人ですか。

東條新未来消費生活課長

繰り返しになりますけれども、消費者庁の準備室の職員が11名、行政実務研修員の方が11名ということでございますので、消費者庁としては20名弱の方が、それ以外に客員研究員ですとか、政策研究員、機関の業務研修員という形で来られるということで考えております。

岸本委員

出身を聞いてましてね、客員研究員で、そういう方は、徳島県の大学の方をお呼びするのか、東京のほうからの大学の方なのか、関西広域連合ですから、関西から何人か来られる、四国四県の県庁の方も来られる、市町村の方も来られるということで、徳島県のほう

で40人ぐらいの方を集めて、消費者庁のほうからは10人なのか、北海道から全ての所から非常勤の方なのかどうか分かりませんが集めて、徳島のほうは11人なのか、そのあたり、振り分けっていうのはわかりますか。

東條新未来消費生活課長

40名の内訳につきましては、今、申し上げてる以上に明らかにされているところではございませんので、今後、消費者庁等にいろいろな客員研究員の方が決まりますようでしたら、情報収集していきたいと考えてるところでございます。

岸本委員

7月24日からですのでね、50人ぐらいでスタートと言ってますので、どういう方が来られてるのかということでお尋ねをしました。徳島県で新しく消費者行政新未来創造オフィスができて、現地で人を集めるのか、東京のほうから、本庁のほうから来られるのかということで、今質問しましたので、わかり次第で、また教えていただいたらというふうに思います。

それでは、今日、出ました四つのプロジェクトに取り組むということでございますが、この四つですね、プロジェクト、タイトルアップだけになってますので、もう少し具体的に中身がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

東條新未来消費生活課長

消費者行政新未来創造オフィスにつきましては、実証にもとづいた政策の分析・研究機能をベースといたしまして、消費者行政の発展・創造の拠点を作るということで、一つには理論的・先進的な調査・研究が行われる。

もう一つ、全国展開を見据えたモデルプロジェクトが行われるということで、そちらのモデルプロジェクトのうち、今日の報道では、そのうちの幾つかが報道されたところでございますけれども、今公表されておるものといたしましては、例えば、見守りネットワークの構築、若年者向け消費者教育行政の活用、食品ロスの削減、子供の事故防止、栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育、倫理的消費の普及、消費者志向経営の推進、公益通報者保護制度の推進等のモデルプロジェクトが行われることとなっております。こちらに向けまして、徳島県といたしましても、それに対応するようなプロジェクトチームでありますタスクフォースを作りまして、しっかり連携して消費者行政を展開することとしているところでございます。

岸本委員

新聞報道の内容だけですのでね、それだけなのか、タイトルアップなのか、もう少しこの中で枝葉を分けた具体的なものがあるのか、そのあたりはどうですか。

東條新未来消費生活課長

今、少し申し上げましたが、こちらのプロジェクトに向けまして、徳島県側といたしましても九つのタスクフォースを既に立ち上げておりまして、消費者庁との協議ですとか、

県独自の展開というようなところで取組を進めているところでございます。

先日、委員の皆様にもとくしま消費者行政プラットフォームの内覧ということで、御参加いただいた議員の方もおられますけれども、あちらにつきましてはエシカル消費の展示ということで、県庁内で連携しております障がい福祉の部門、農林水産の部門、環境の部門等がタスクフォースと連携しながら、エシカル消費等の展示につきまして御協力いただいたところでございます。子供の事故防止につきましても、消費者庁との連携のもとに、おぎゃっと21でアンケート調査を実施するなど、それぞれのプロジェクトとして取組が進んでいるところでございます。

岸本委員

事業がスタートしましたよね。是非とも県独自のものにしていただきたいなというふうにあります。

それではちょっと角度を変えまして、この四つのプロジェクトというのは消費者行政新未来創造オフィス独自のものなのか、それともその消費者庁も、言葉は悪いですが、同じその研究内容を東京でも行っていると、そして徳島県でも同じことをまた別角度から行っていると、こういう事業なんでしょうか。

東條新未来消費生活課長

こちらのプロジェクトにつきましては、当然、消費者庁のそれぞれの課としての業務に関わりのある事業でございますけれども、特に徳島県を実証フィールドとして、モデルプロジェクトとして、徳島県の成果を全国展開するために、特に新しいオフィスにおいて取組が進められるという事業でございます。

岸本委員

ちょっと私の質問が悪かったのかもわかりません。例えば、子供の事故防止のための啓発活動というプロジェクトが一つ、徳島新聞にも報道されてましたが、この子供の事故防止のための啓発活動っていうのは、消費者庁の中でこのことを考えてる人が徳島県に来て、向こうにはそのセクションはないという理解でよろしいんですか。

東條新未来消費生活課長

子供の事故防止でございましたら、消費者庁にも消費者安全課ということがございまして、今でもテレビ会議等で私どものタスクフォースと協議をしながら取組を進めているところでございますけれども、こちらのほうにオフィスが構えられましたら、そういったところの関係職員でございますとか、こういったプロジェクトを特に推進する職員がこちらのほうで、徳島県を実証フィールドとした取組が進められるというふうに考えておるところでございます。

岸本委員

はい、是非ですね、この徳島県消費者基本計画の改訂の概要にもありますように、消費者市民社会の徳島モデル形成に向けた取組ということで、新たな取組も進めていかなけれ

ばならないんでしょうが、一つのセクションですので、消費者庁という一つですから、どこかでやっても全て連動はしてはおるんでしょうが、徳島県でやらなきゃいけないと、なおかつ、3年間で成果を出さなきゃいけないということになってますので、東京でも同じようなことがあります、最終的には東京のほうで判断しますということであるなら、それは成果として認めていただけるのかどうか。ですから、徳島県に来て、ほんとに徳島県でもやっていけるということからしますと、独自の研究と言ったらおかしいんですが、同じことを徳島県でも東京でもやってるというような話になっていくと、なかなか徳島県の独自性は出せないんじゃないかというふうに思いますが、その辺は大丈夫なんでしょうか。

石本消費者くらし安全局長

消費者庁の新オフィスの取組ですが、やっぱり消費者庁というのは、国としていろんな情報を発信しているんですけども、なかなか、実際に現場の国民の方々がどう動くかとか、どういうふうに啓発したら行動が改善されるかとか、そういったことには、なかなか遠いということですので、徳島県の実証フィールドで県民の方々とかいろいろな関係者の方に協力していただきまして、実際に消費者庁が施策として打ち出しているものが現場ではどう動いていくか、どうやれば効果があるかというようなことにつきまして、今まで消費者庁が得られてないようなプロジェクトっていうのを現場で試してみると、そして全国に発信できるものを作り上げていくというふうにお聞きしております。

ですので、消費者庁、国と地域との接点に徳島県がなると考えておりまして、現場ではどういうふうな施策が有効にできるのかということころを、一緒になってオフィスの方々又は消費者庁の本省の方々と一緒になって施策を考えていく、企画していくというふうに考えております。ですので、消費者庁、国の組織の中だけではできないことを、徳島県で作りに上げていくというふうに考えておりますので、どうぞよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

岸本委員

実証実験の場合であると、今まで国にはそうしたことがなかったということですが、食品ロスの削減に向けた取組、それから子供の事故防止と、こういったことで、過去に消費者庁は現場のことをしてなかったということなんですか、そういうことではないんですか。

そういうことではないということなんですけど、それを徳島県で実証するということがもう一つ私もよく理解できないんですけど、消費者庁が過去にやってるといふんだったら、徳島県で是非ともやりたいということと言われてるといふのであるなら、それを真に受けると言ったらおかしいんですが、徳島県としても3年後に結果を出して誘致をしないといけないわけですから、消費者庁のしてることにに対してこちらからどんどんと提案をしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに考えてます。今後もですね、是非とも消費者庁を3年後、誘致するために頑張っていたきたいなと思いますんで、国主導で国のことばかりとなったら、最終的に徳島県でなくてもできるというようなことと言われてしまいますと、非常に残念な結果になりますので、県としてのリーダーシップが要るんじゃないかと考えてますので、よろしく申し上げます。

楠本危機管理部長

まずは3年後、消費者庁等の全面移転を受けまして、しっかりと消費者庁のそういった取組に徳島県としましても連携しまして、それで徳島発の新たな展開というのにしっかりと取り組むたいと考えておりますので、御支援をよろしくお願いいたします。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第5号、議案第6号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（13時59分）